

図郭に表示した経度数値は、世界測地系の数値です。

令和 7 年 3 月末日現在

# 総括図

東京都市計画地区計画  
世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区計画〔世田谷区決定〕

世田谷西部地域大蔵・喜多見地区

| 凡 例     |              |
|---------|--------------|
| 地 域 地 区 |              |
|         | 第一種低層住居専用地域  |
|         | 第二種低層住居専用地域  |
|         | 第一種中高層住居専用地域 |
|         | 第一種住居地域      |
|         | 第二種住居地域      |
|         | 準住居地域        |
|         | 近隣商業地域       |
|         | 商業地域         |
|         | 準工業地域        |
|         | 第一種文教地区      |
|         | 第二種文教地区      |
|         | 特別工業地区       |
|         | 商業地区(高度利用地区) |
|         | 高度利用地区       |
|         | 第一種緑地地区      |
|         | 第二種緑地地区      |
|         | 特別緑地保全地区     |
|         | 特定街区         |

| 高度地区等・建蔽率・容積率<br>敷地面積の最低限度 |                           |
|----------------------------|---------------------------|
| A                          | 高度地区等<br>(記入のないところは無指定)   |
| B                          | 建蔽率/容積率<br>(記入のないところは無指定) |
| C                          | 容積率/容積率<br>(記入のないところは無指定) |

| 防火地域の指定 |                 |
|---------|-----------------|
|         | 防火指定なし<br>(2重枠) |
|         | 準防火地域           |
|         | 防火地域            |

| 都市計画施設 |            |
|--------|------------|
|        | 都市計画道路     |
|        | 都市計画交通広場   |
|        | 都市計画都市高速鉄道 |

| 緑化地域                                                                                              |                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 指定区域                                                                                              | 市街化区域全域※                |
| 対 象                                                                                               | 敷地面積 300㎡以上<br>における建築行為 |
| 敷地面積と建蔽率により、緑化率の最低限度<br>を定めています。<br>緑化地域制度に関するご案内やご相談・届出<br>の窓口は、各総合支所街づくり課です。<br>※多摩川河川敷以内の区域内全域 |                         |

| 日 影 規 制 |             |
|---------|-------------|
| 3.0     | 日 影 規 制 時 間 |
| 4.0     | 日 影 規 制 時 間 |
| 5.0     | 日 影 規 制 時 間 |
| 6.0     | 日 影 規 制 時 間 |

◆用途地域の路線式指定  
道路に沿った帯状の指定範囲は、特記なき限り道路と敷地の境界  
から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画  
線から20mです。  
なお、区内では国道20号線の一部(環 8 以東)、環状 7 号線の一部  
片側(若林 3 丁目)、環状 8 号線の一部、世田谷通りの一部(環 7 か  
ら馬事公苑まで)、目黒通りで30mの路線式指定をしています。  
建築基準法第42条 2 項に該当する道路からの路線式指定は後述位  
置より20mです。

本図に示す地域地区等の計画図は、概略を示すものであり、都市計画図の内容を保証、証明するもの  
ではありません。また掲載されている情報以外にも、その他規制がある場合がありますので、詳細につ  
いては東京都都市整備局または、世田谷区役所(各総合支所街づくり課)に備え置く指定図で確認して  
ください。日影規制の詳細については、世田谷区役所(各総合支所街づくり課)で確認してください。

世田谷区都市整備政策部都市計画課

【印刷番号】 世田谷区都市計画図 令和 7 年 10 月 20 日

この図は、「世田谷区総合計画(マスタープラン)」を基に作成したものです。  
[世田谷区総合計画(マスタープラン)]の著作権は、世田谷区(株)に帰属します。

東京都都市計画図 第 15-12 号(1997) 1/1000 (国) 中央省庁共済会